

No. 77

# ふれあい

編集兼発行  
 公益社団法人  
**木更津市シルバー人材センター**  
 木更津市潮見2-9  
 (市民総合福祉会館2階)  
 TEL 25-2433  
 FAX 20-1731

会員数 (11月末現在)  
 男性 241名・女性 68名 計 309名

## ☆ 働く喜び、社会参加の輪を拡げよう ☆

### 新年のご挨拶

会長 野田芳久



新年あけましておめでとうございます。皆様方におかれましては、健康やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は、当センターの事業推進に格別のご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。さて、コロナの感染症法上の位置づけが変更されてから、当センターにおいても、受注が少しずつ回復するなど、ようやくコロナ前に戻りつつあります。一方で、少子高齢化や人口減少が進む中、雇用

形態や年齢、性別等を問わず生涯を通じて自ら働き方を選択できる社会へと、私たちの意識の変化や社会変革を求める流れが加速しており、昨年十一月に施行されたフリーランス法は、センターの事業運営にも大きな影響を与えるものとなっております。

目まぐるしく変わる社会情勢ではありませんが、シルバー人材センターは、就業機会の提供を通じて、高齢者の皆様が、健康で生きがいのある生活を実現し、地域の担い手としてご活躍いただくことで、少子高齢化の進む社会を支える重要な役割を担っており、生涯現役時代に向けて、センターへの期待はますます高まっております。

このような地域社会の期待にしっかりと応えていけるよう、令和七年も役員はもとより、皆様方と力を合わせ、魅力ある、そして活力あるセンターづくりの全力で取り組んでまいります。

## 理事会報告

- 一 令和六年度第一回理事会  
 令和六年五月十五日(水) 令和六年度第一回理事会が開催され全議案が承認・可決されました。  
 議題  
 ・第一号議案 令和五年度事業報告について  
 ・第二号議案 令和五年度収支決算報告について  
 ・第三号議案 新入会員の承認について  
 ・第四号議案 功労者表彰について  
 ・第五号議案 総会の日程について
- 二 令和六年度第二回理事会(書面決議)  
 令和六年六月十四日(金) 令和六年度第二回理事会を書面決議にて全提案事項全議案が承認されました。  
 議題  
 ・第一号議案 新入会員の承認について  
 ・第二号議案 会員会費規程の一部改正について  
 ・第三号議案 令和六年度事業計画(案)について  
 ・第四号議案 令和六年度収支予算(案)・資金調達及び設備投資の見込みについて
- 三 令和六年度第三回理事会  
 令和六年九月二十七日(金) 令和六年度第三回理事会が開催され全議案が承認・可決されました。  
 議題  
 ・第一号議案 新入会員の承認について  
 ・第二号議案 普及啓発事業の実施について  
 報告  
 会長、副会長及び常務理事の職務の執行状況について  
 令和六年度事業の中間報告について
- 〇 定時総会報告  
 令和六年度定時総会につきましては、去る六月十九日(水)午後一時三十分から市民総合福祉会館講習室にて木更津市長代理福祉部長 伊藤昌宏様、木更津市議会議長 鶴岡大治様をお迎えし開催されました。  
 功労者表彰の後議事に入り第一号議案(令和五年度事業報告)及び第二号議案(令和五年度収支決算)については一括審議とし鈴木誠一監事から監査報告の後、原案通り承認されました。(会員数二九四名、出席会員数十五名、委任状及び書面議決数一八六名) 議題  
 ・第一号議案 令和五年度事業報告について  
 ・第二号議案 令和五年度収支決算報告について  
 報告  
 令和六年度事業計画について  
 令和六年度収支予算・資金調達及び設備投資の見込みについて

# 新年を迎えて

木更津市長  
渡辺芳邦



新年明けましておめでと  
うございます。  
会員の皆様におかれまして  
は、輝かしい新春をお迎え  
のこととお慶び申し上げます。

木更津市シルバー人材セ  
ンターでは、一會員のひと  
り一人が豊かな経験と知識  
を生かし、お互い協力し合  
いながら、仕事を開拓し、合  
働く」という基本理念の  
もと、多様な市民ニーズ  
に幅広く対応する市民ニ  
ーズ。會員皆様方のため  
に、誠実な対応はもとより  
毎年の実業に業績を積み重  
てられ、業績を積み重ね  
てより敬意を表する次第で  
あります。

・安全な就業環境が整備さ  
れたところでございます。  
高齢化社会をより豊かな  
ものにしていくためには、  
會員の皆様が生きていくに  
必要な、積極的な地域社  
会への参加、貢献をしてい  
ただくことが、非常に重要  
であることも認識しております。  
今後とも貴センターには、  
活力ある長寿社会の原動力  
として、新規會員の確保・  
事業拡大に一層取り組んで  
いただくことも、會員の  
皆様が働きやすい環境づく  
りに御尽力を賜りますよう  
お願い申し上げます。

## 新春のごあいさつ

木更津市議会議長  
鶴岡大治



あけましておめでと  
うございます。

木更津市シルバー人材セ  
ンターの皆様におかれまし  
ては、輝かしい新年を健  
やかに迎えたいと、心か  
らお慶びを申し上げます。  
旧年中は、野田会長をは  
じめ會員の皆様には、私  
ども市議会に対し、深いご  
理解とご協力を賜りまし  
て、厚く御礼申し上げます。  
また、シルバー人材セン  
ターの皆さまには、地域社  
会の発展と生活の豊かさ  
の向上に多大なるご尽力を  
いただき、心から感謝申し  
上げます。

昨今の日本全体における  
労働力不足は、地方自治  
体や地域社会においても大  
きな課題となっており、皆  
様の培われた経験と知識  
や技術を活かした多岐に  
わたる活動が、社会全体の  
支える重要な役割を担い  
、木更津市の持続可能な  
成長に欠かせない役割を果  
していることを改めて実感  
しております。

そして、これからの地域  
社会で、多様な人材の活用  
が一層求められる中で、皆  
様が若い世代とともに、今  
まで以上に活躍いただく  
ことが、地域の未来を築  
く鍵となると確信しており  
ます。

さて、昨年は、東京湾ア  
クアラインの効果、地の利  
を活かした企業誘致、都心  
に最も近い田舎をコンセプト  
にした定住促進などによ

り、六月に人口が過去最高  
の十三万七千人を超えてお  
り、様々なまちづくりの取  
組の成果が表れていること  
です。

一方、国内に目を向けま  
すと、元日から能登半島に  
おいて大規模地震が発生す  
るなど、甚大な被害とな  
りました。被災された地域  
の一日も早い復興を願うば  
かりです。

このような現状の中、地  
方自治体の自主性・自立性  
が拡大しており、二元代表  
制の一翼を担う議会の役割  
や責務も増大しております。  
加えて、国では、十月の新  
政権発足により、地方創生  
に重点を置く方針が表明さ  
れており、私も市議会と  
しても国の方針を追い風に  
更なる本市の発展に向け、  
邁進する覚悟であります。

今後とも、議員一人ひとり  
が市民の代表者としての使  
命と責任を自覚し、市民福  
祉の向上と地域社会の活力  
ある発展のために、様々な  
課題解決に努めるとともに、  
透明性と信頼性のある市議  
会運営を目指して、誠心誠  
意取り組みを所存ございま  
す。

新春に臨み、引き続き、皆  
様のご支援とご協力をお願  
い申し上げます。同時に、皆  
様の健康とご多幸、並び  
に、シルバー人材センター  
のさらなる発展を心より祈  
念し、新年のご挨拶といた  
します。

## シルバー事業普及 月間PR活動を実施

シルバー人材センター事  
業普及月間（十月一日～十  
月三十一日）に全国一斉に  
シルバー事業の普及啓発事  
業を実施しているところ  
です。

当センターにおいては、  
十月十五日（火）にアピタ木  
更津店と、イオンタウン木  
更津朝日ご協力のもと二ヶ  
所で実施しました。

シルバー事業のPR用の  
リーフレット、ポケットテ  
ィッシュ、を配布、説明す  
るなど役員・職員総員九名  
で午前十時から一時間半に  
わたり、普及啓発活動を行  
いました。



アピタ木更津店



イオンタウン木更津朝日



## 事務局から

### ● 賛助会員様のご紹介（五十音順）

シルバー人材センターの事業運営にご理解・ご協力を頂きこころより感謝申し上げます。

木更津市農業協同組合

<https://www.ja-kisarazu.or.jp/>

株式会社共栄総合サービス

<http://www.kyoei-sougou-service.co.jp/>

### ● 配分金について

暮れから正月にかけて、各就業先、企業等は長期休暇のため、日報の回収及び集計が遅れますので12月分の配分金振込日は **令和7年1月20日** の予定です。

また、令和6年中にお支払した配分金の支払証明書は、令和7年1月中旬から事務局より発送する予定です。この配分金支払証明書は、税務署に確定申告するときが必要となります。

ご自分の所得額を確認のうえ、配分金と合わせた所得に所得税が課税される方など、確定申告が必要な方は所轄の税務署に確定申告をしてください。（所得税の取り扱いについては、最終ページを参照下さい）

所得税の申告につきまして不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

### ● 就業先への会員からの連絡について

就業の依頼を事務局から受けた会員は、まず、依頼主に仕事を受けた旨の連絡をして、その後、就業予定日などの打ち合わせを、実施するようお願いします。

### ● 作業日報の提出について

作業日報については、就業終了後速やかに提出をして下さい。

一ヶ月遅れの支払いとならないように事務局への提出をお願いいたします。

### ● 自転車乗車用ヘルメットの着用について

道路交通法の改正により令和5年4月1日から自転車利用時のヘルメットの着用が努力義務となった事から就業時自転車を利用する場合、ヘルメットの着用をお願いします。

## 年会費の納入について

会員の年会費については、毎年11月末日までに納入することとなっております。就労して配分金のある方は、配分金と相殺させていただいておりますが、それ以外の方で年会費が未納の方は、直接事務局に持参いただくか、又は下記に振込みいただくようお願いします。

千葉信用金庫木更津支店 普通預金 口座番号 2824137

公益社団法人 木更津市シルバー人材センター

令和6年度年会費 2,000円

みんな  
で守ろう10ヶ条  
(安全就業の心得)

### 安全就業全国統一スローガン

『安全は無理せず 焦らず 油断せず』

- ① 日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業しましょう。
- ② 仕事の前日は十分に睡眠を取りましょう。
- ③ 服装・履物・保護具はそれぞれの作業に適したものを着用しましょう。
- ④ 仕事を始める前には準備運動をしましょう。
- ⑤ 保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- ⑥ 加齢による身体の機能低下を十分に認識し、無理をしないようにしましょう。
- ⑦ 仕事をするときは急いだり、あわてたりせず、安全第一を心がけましょう。
- ⑧ 就業の場は常に整理整頓を心がけましょう。
- ⑨ 共同で仕事をするときは合図・連絡を正確に行いましょう。
- ⑩ 行き帰りも仕事のうち、交通事故に遭わないようにしましょう。

# フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！

## 【背景と目的】

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

## 【適用対象】

カメラマン、ライター、デザイナーなどが該当します。請負・委任の仕事をしているシルバーの会員もフリーランスとなりますが、会員の皆さんの働き方に特別な変更はありません。  
なお、派遣で仕事をしている会員は、フリーランスではありません。(詳しくは別添え参照)

# フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が  
2024年11月1日に施行されます。

## 法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

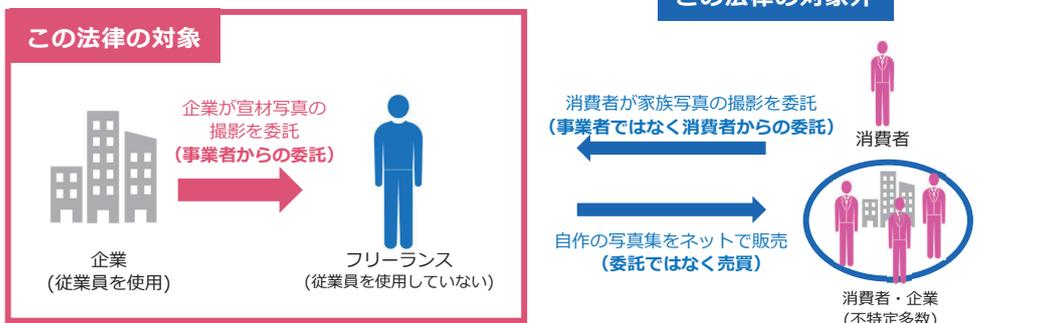
## 法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

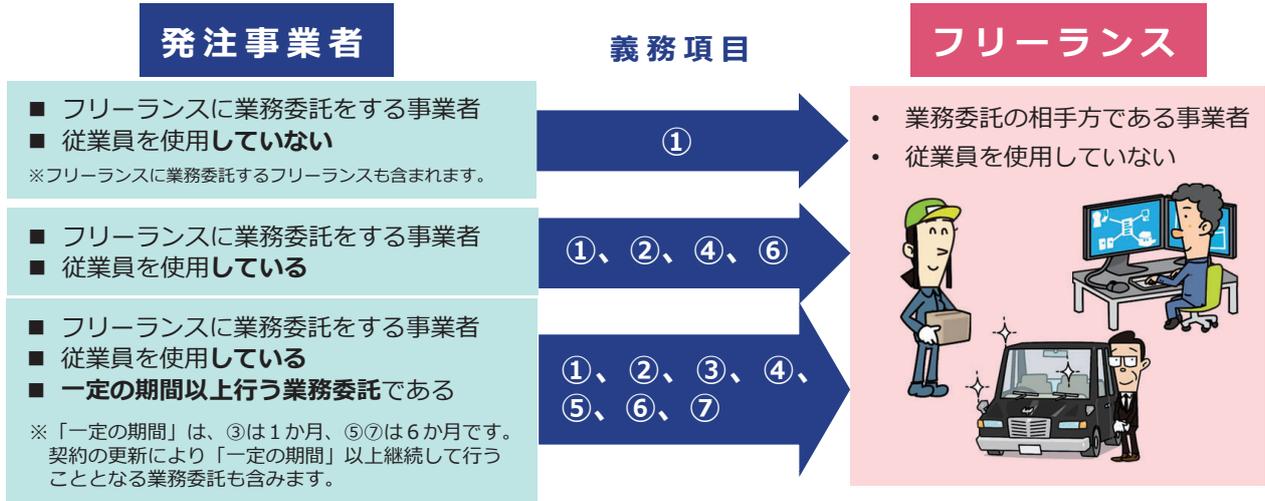
## 例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

# 法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

# 入会者

よろしくおねがいします。

— 令和五年十二月 —

茂田 進 (鎌足)  
恵良 巧 (波岡南)  
富川 憲明 (東部)

— 令和六年二月 —  
高木 泰志 (清川北)

— 令和六年三月 —  
安西 泰男 (清川南)  
尾高 俊夫 (清川北)

— 令和六年四月 —  
野崎 孝行 (清川北)

高橋 儀雄 (中央)  
日高 一美 (清川北)  
大岩 俊明 (真舟)

伊藤 等 (真舟)  
安藤 豊男 (波岡南)

浦邊 道隆 (清川北)  
田中 恵子 (波岡北)

且中 美鈴 (波岡南)  
佐久間 美子 (鎌足)

桜沢 亨 (波岡北)  
南部 浩望 (真舟)  
瀬能 進 (富来田)  
谷森 芳夫 (中央)  
岡本 繁 (真舟)  
徳重 卜子 (清川西)

— 令和六年六月 —

鈴木 章則 (波岡北)  
相原 美喜雄 (清川北)

— 令和六年七月 —  
福原 有美子 (清川北)

石井 良夫 (真舟)  
佐々木 哲也 (真舟)

— 令和六年八月 —  
鈴木 春恵 (真舟)

— 令和六年九月 —  
石井 美昭 (波岡)

松本 二雄 (波岡北)  
鎌田 恵美子 (岩根東)

— 令和六年十月 —  
高橋 俊雄 (富来田)

— 令和六年十一月 —  
川名 弘美 (清川北)

齊藤 文雄 (富来田)

— 令和六年五月 —  
加藤 行男 (岩根西)

鈴木 里志 (金田)  
時田 昇明 (清川南)

工藤 英志 (真舟)

# 退会者

長い間、ご苦労様でした。

— 令和五年十二月 —

石橋 安夫 (波岡)  
鈴木 洋 (中央)

— 令和六年一月 —  
小笠原 正美 (波岡南)

石渡 ゆき子 (真舟)  
藤井 敦司 (富来田)

— 令和六年二月 —  
小川 政夫 (東部)

— 令和六年三月 —  
鈴木 晴康 (真舟)

— 令和六年四月 —  
小川 晴敬 (中央)

齊藤 美津江 (清川南)

小野寺 英治 (波岡南)

芦本 五十典 (真舟)  
注連野 幸子 (富来田)

肥田 香代子 (真舟)

【入会者 計五十二名】

— 令和六年二月 —

刈込 俊江 (波岡南)

— 令和六年三月 —  
柳生 直宣 (清川北)

— 令和六年四月 —  
芝尾 健 (波岡南)

— 令和六年五月 —  
鈴木 和子 (真舟)

— 令和六年六月 —  
高橋 博子 (東部)

— 令和六年七月 —  
高松 梨れい (真舟)

— 令和六年八月 —  
高橋 義昌 (中央)

— 令和六年九月 —  
山内 敏子 (波岡北)

— 令和六年十月 —  
伊藤 秋子 (富来田)

— 令和六年十一月 —  
浅谷 昇 (波岡北)

— 令和六年十二月 —  
長谷川 光江 (波岡南)

— 令和七年一月 —  
加藤 進 (真舟)

— 令和七年二月 —  
田中 与五郎 (清川南)

— 令和七年三月 —  
真島 義紀 (清川南)

— 令和七年四月 —  
山口 光弘 (中央)

— 令和七年五月 —  
山田 豊子 (真舟)

— 令和七年六月 —  
小原 照代 (波岡)

— 令和七年七月 —  
中台 ミサ子 (波岡)

— 令和七年八月 —  
青木 義昌 (中央)

— 令和六年七月 —  
伊藤 すみ (波岡南)

— 令和六年八月 —  
池田 春子 (清川南)

— 令和六年九月 —  
鈴木 千鶴子 (清川南)

— 令和六年十月 —  
今間 博 (金田)

— 令和六年十一月 —  
磯部 良治 (波岡北)

— 令和六年十二月 —  
西原 明 (清川北)

— 令和七年一月 —  
小堺 三郎 (清川南)

— 令和七年二月 —  
關口 秀子 (真舟)

— 令和七年三月 —  
矢羽田 健 (清川西)

— 令和七年四月 —  
【退会者 計七十四名】

【退会者 計七十四名】

【退会者 計七十四名】

## シルバー人材センター団体傷害保険

### ● 保険の仕組み

この傷害保険（以下「シルバー保険」という。）は、センターの会員がセンターの提供した仕事に従事している間に傷害を被った場合、一定の補償を行うことをねらいとするものであって、センターの仕組みや会員の就業の実情を考慮してつくられたものです。

ただし、医療に関する給付（病院に支払う診療費、入院費、薬剤費等）はありません。

### ● ケガをした場合

- ① 医師の治療をうけてください。この場合、各自の健康保険証を使っていただくことになります。
- ② ケガの状態、ケガをしたときの様子などをセンターへ報告してください。自ら報告できないときは、そばにいる人に依頼し、必ず一報してください。

### ● 保険事故

シルバー保険から保険金が支払われるのは、被保険者である会員が次の①から⑤に掲げる急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合です。

- ① 会員がセンターから提供された仕事に従事している間（ただし、会員が自宅で仕事に従事している場合には、事故についての第三者の証明を得ることができないため、適用除外されます。）
- ② センターが会員の知識・技能の向上を目的として実施する技能講習会に出席している間
- ③ センターの通常又は臨時総会に出席している間（会員理事以外の理事は対象になりません。）
- ④ センターの設定した各種行事に参加している間
- ⑤ ①から④までの場所と会員の住居との間の通常の経路を往復している間

このように、シルバー保険では、労災保険と同様に就業上の事故だけでなく、いわゆる途上の事故についても保険給付が行われることになっています。

### ● 支払われる保険金の種類等

シルバー保険で支払われる保険金の種類及び給付対象は、大部分の保険会社では以下のようになっています。

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
1 死亡保険金	900万円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合。
2 後遺障害保険金	死亡保険金の3%～100%	事故日より180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合。
3 入院保険金 (1日当たり)	3,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合。ただし、180日を限度とします。
3-(1) 手術保険金	3,000円 ×所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、所定の73種類の手術を受けた場合（所定倍率は、10倍、20倍又は40倍）。ただし、180日以内の手術1回に限りです。
4 通院保険金 (1日当たり)	2,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合。ただし、90日を限度とします。

### ● 保険料率

シルバー保険では、会員が従事する仕事の種類や平均的な就業の日数等を十分に考慮して、保険事故に対する危険性に見合った保険料率が設定されています。

保険金の種類	保 険 料	積 算 の 基 礎
死亡・後遺障害	$9,000,000 \text{円} \div 1,000 \times 0.17 = 1,530 \text{円}$	1,000円につき0.17円
入 院	$3,000 \text{円} \times 0.14 = 420 \text{円}$	日額1円につき0.14円
通 院	$2,000 \text{円} \times 0.12 = 240 \text{円}$	日額1円につき0.12円
計	2,190円	

一般的に保険料率は上表のとおりですが、被保険者1人当たりの年間保険料は、支払われる保険金額をどのように設定するかによって変わります。すなわち、保険金額を高くすればそれに比例して保険料も上がり、逆に保険金額を低くすれば保険料も安くなります。

## シルバー人材センター総合賠償責任保険

センターの会員が、各種の仕事を遂行中、他人の身体、財物への賠償事故を担保する保険で、例えば、①塗装中誤ってペンキを歩行者にかけてしまった、②子供の世話をしている間過失によってケガをさせた、③自転車整理中、転倒させて壊してしまった、④清掃中誤って物を壊した、⑤庭木剪定中、切り落とした枝が歩行人に当たってケガを負わせたときなどに保険金が支払われることになっています。

## 配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取り扱いは、以下のとおりです。

1. 配分金収入は、所得税法上『雑所得』に区分されます。雑所得の金額は原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。  
従って、配分金収入に係る必要経費の額は、65万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除とします。
2. しかし、必要経費の額が55万円未満の場合は、『租税特別措置法』第27条の適用により、65万円を上限として控除します。(ただし、収入金額を限度とします)。
3. 給与収入のある会員は、最低65万円(ただし、収入金額を限度とします)の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は、55万円から給与収入を控除した残額が限度です。
4. 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を行えます。

### 【必要経費の額が55万円未満の場合の例示】

《設例》あるセンターの会員(66歳)の年間収入は次のようなものでした。

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| ① 配分金収入  | 52万円(うち交通費などの必要経費10万円)      |
| ② 給与収入   | 18万円(無料職業紹介事業等による短期就職期間の賃金) |
| ③ 公的年金収入 | 150万円                       |

(1) (配分金収入及び給与収入に係る所得の控除)

(最低保障額)	(給与所得控除額)		[雑所得(配分金所得)分の最低保障額]
550,000円	− 180,000円	=	370,000円

(最低保障額の残額)	(配分金収入)		[雑所得(配分金所得)分の特例経費]
370,000円	< 520,000円	→	370,000円 → 最低保障額の残額で頭打ち

従って、この場合  $520,000円 - 370,000円 = 150,000円$  が控除後の所得となります。 → (A)

(2) (公的年金収入に係る雑所得の控除)

$1,500,000円 \times 100\% - 1,200,000円 = 300,000円$

割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」(税務署にあります)から算出してください。

従って、この場合 300,000円が控除後の所得となります。 → (B)

(3) (基礎控除)

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額

(A) + (B) = 350,000円

(基礎控除)

$350,000円 - 480,000円 = (\text{マイナスとなるので} 0円)$

従って、この会員の場合、課税所得はないので、確定申告は必要ありません。

なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、最寄りの税務署にお尋ねください。 ※ 詳細については税務署にお問い合わせ下さい。